

令和 7 年 9 月 1 日

令和 7 年

第 3 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第 94 号	大分市支所設置条例の一部改正について
議第 95 号	大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
議第 96 号	大分市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
議第 97 号	大分市恩給条例の一部改正について
議第 98 号	大分市こどもルーム条例の一部改正について
議第 99 号	大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正について
議第 100 号	大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 101 号	大分市水道事業給水条例及び大分市公共下水道条例の一部改正について
議第 102 号	大分市立幼稚園条例の一部改正について
議第 103 号	大分市スポーツ施設条例及び大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例の一部改正について
議第 104 号	他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させることに関する協議について
議第 105 号	市道路線の認定及び廃止について

議第 94 号

大分市支所設置条例の一部改正について

大分市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市支所設置条例の一部を改正する条例

大分市支所設置条例（昭和38年大分市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表鶴崎支所の項中「小池原」の次に「（明野支所の所管区域に属する区域を除く。）」を加え、同表植田支所の項中「光吉」の次に「、光吉新町一丁目、光吉新町二丁目、光吉新町三丁目、光吉新町四丁目、光吉台一丁目、光吉台二丁目、光吉台三丁目」を加え、同表明野支所の項中「東明野」の次に「、小池原の一部、高城台一丁目、高城台二丁目、高城台三丁目、高城台四丁目」を、「東原三丁目」の次に「、明野高城一丁目、明野高城二丁目」を加える。

附 則

この条例は、令和7年11月8日から施行する。

提案理由

字の区域及びその名称の変更に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 95 号

大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成8年大分市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

第11条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 96 号

大分市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

大分市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(大分市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 大分市職員等の旅費に関する条例（昭和39年大分市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第29条」に改める。

第2条第1項第1号中「及び常勤の監査委員」を「、常勤の監査委員及びこれらに相当する職務にある者として旅行依頼を行う者が市長と協議して定めるもの」に改め、同項第2号中「在勤庁」の次に「（任命権者が認める場合には、その住所、居所その他任命権者が認める場所）を離れて旅行し、」を加え、同項第4号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第5号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項第6号中「他の親族で」を削り、「主として職員の収入によって生計を維持している者」を「職員と生計を一にしていた他の親族」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）

第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、本市と旅行役務提供契約

（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において「管内」という場合には、本市の全地域をいう。

第2条第3項を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「もの」を「者」に改め、同条第4項中「市」を「本市」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第6項中「交通事故」を「天災その他規則で定める事情」に、「場合には概算払」を「場合には、概算払」に、「の金額」を「で規則で定める金額」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項中「旅行命令等」を「、旅行命令等」に改め、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更

する」を「、その変更をする」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 任命権者等は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、当該事項を通知するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更をすることができる。

第4条に次の1項を加える。

- 5 前項ただし書の規定に基づき口頭により旅行命令等を発し、又は変更をした場合には、速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する必要な事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「を申請し」を「の申請をし」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「において」を「において、」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条の種目及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条の前の見出しを削り、同条から第18条までを次のように改める。

（旅費の種目）

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(旅費の請求手続)

- 第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出をする者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令権者は、その支出した概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）をもって提出

することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項は、市長が別に定める。

8 第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長等に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲

げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合においては、当該移動に要した路程を通算して計算し、当該路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員の宿泊費に準じて規則で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他

の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の宿泊手当に準じて規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、国家公務員の転居費の算定の方法に準じて規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第19条から第24条までを削る。

第25条第1号中「車賃の実費」を「その他の交通費の合計額」に改め、同条第2号中「別表第1の宿泊料定額の範囲内において宿泊料の実費」を「宿泊費基準額及び宿泊手当の合計額」に改め、同条第3号を削り、同条を第19条とする。

第26条第1号中「車賃の実費」を「その他の交通費の合計額」に改め、同条第2号中「別表第1の宿泊料定額の宿泊料及び同表の日当定額の2分の1に相当する日当の額」を「宿泊費基準額及び宿泊手当の合計額」に改め、同条第3号を削り、同条を第20条とする。

第27条第1項各号列記以外の部分中「鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項を削り、同条を第21条とする。

第28条各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅費」を「、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条各号を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第28条を第22条とする。

第29条第1項各号列記以外の部分中「第3条第2項第2号」の次に「又

は第3号」を加え、「次の各号に規定する旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、これらの規定及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第30条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行」を「本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行」に、「当該旅行の」を「旅行の」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第25条とする。

第31条中「が労働基準法」を「が同法」に改め、同条を第26条とする。

第32条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第28条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支

給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第33条を第29条とし、第34条を第30条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和40年大分市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「に規定する市長等の」を「に定める市長等の例により算定した」に、

「

旅費条例に規定する3級の 旅費相当額
//

」を

「

旅費条例に定める職員の例 により算定した旅費相当額
//

」に、

「

旅費条例に規定する9級の 旅費相当額
旅費条例に規定する3級の 旅費相当額

」を

「

旅費条例に定める職員の例 により算定した旅費相当額
//

」に、

「

旅費条例に規定する 9 級の 旅費相当額
//

」を

「

旅費条例に定める職員の例 により算定した旅費相当額
//

」に、「に規定する、任命権者が定める級

の」を「に定める職員（市長等に相当する職務にある者として任命権者が市長と協議して定める場合にあっては、市長等とする。）の例により算定した」に改める。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第 3 条 証人等の実費弁償に関する条例（昭和 3 9 年大分市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 1 0 9 条第 5 項」を「同法第 1 0 9 条第 5 項」に改める。

第 3 条中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表のとおりとする」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、大分市職員等の旅費に関する条例（昭和 3 9 年大分市条例第 4 3 号）に定める職員の例による」に改める。

別表を削る。

（大分市消防団条例の一部改正）

第4条 大分市消防団条例（昭和40年大分市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第18条」を「・第17条」に、「第19条」を「第18条」に改める。

第13条中「任務遂行に当り」を「職務遂行に当たり」に改める。

第16条第2項及び第3項各号列記以外の部分中「別表第1」を「別表」に改める。

第17条第1項中「（以下「旅費条例」という。）の規定」を「に定める職員」に改め、同項後段を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の大分市職員等の旅費に関する条例、第2条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例、第3条の規定による改正後の証人等の実費弁償に関する条例及び第4条の規定による改正後の大分市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費の改正に準じ、大分市職員等の旅費等について、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 97 号

大分市恩給条例の一部改正について

大分市恩給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市恩給条例の一部を改正する条例

大分市恩給条例（昭和38年大分市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第52条第1号中「267,500円」を「279,100円」に改め、同条第2号中「152,800円」を「159,400円」に改め、同条第3号中「152,800円」を「159,000円」に改める。

第76条の次に次の2条を加える。

（退隠料、遺族扶助料の改定）

第77条 吏員又はこれらの者の遺族に給する退隠料又は遺族扶助料については、令和6年4月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する別表第55の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改める。

（退隠料、遺族扶助料の改定）

第78条 吏員又はこれらの者の遺族に給する退隠料又は遺族扶助料については、令和7年4月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する別表第56の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改める。

別表第54の次に次の2表を加える。

別表第55

恩給年額の計算の基 礎となっている給料 年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基 礎となっている給料 年額	仮定給料年額
円 1,147,000	円 1,178,000	円 2,646,800	円 2,718,300
1,197,800	1,230,100	2,735,200	2,809,100
1,250,000	1,283,800	2,787,300	2,862,600
1,301,700	1,336,800	2,938,000	3,017,300
1,354,600	1,391,200	3,012,900	3,094,200
1,387,400	1,424,900	3,090,900	3,174,400
1,420,300	1,458,600	3,241,400	3,328,900
1,457,600	1,497,000	3,393,000	3,484,600
1,510,800	1,551,600	3,432,600	3,525,300
1,556,600	1,598,600	3,557,900	3,654,000
1,599,400	1,642,600	3,735,700	3,836,600
1,651,000	1,695,600	3,911,900	4,017,500
1,703,100	1,749,100	4,020,600	4,129,200
1,759,800	1,807,300	4,126,700	4,238,100
1,817,200	1,866,300	4,342,000	4,459,200
1,888,700	1,939,700	4,552,800	4,675,700
1,933,900	1,986,100	4,594,200	4,718,200
1,992,000	2,045,800	4,758,000	4,886,500

2,048,700	2,104,000	4,964,600	5,098,600
2,161,000	2,219,300	5,170,100	5,309,700
2,191,200	2,250,400	5,374,200	5,519,300
2,277,800	2,339,300	5,503,100	5,651,700
2,392,800	2,457,400	5,640,400	5,792,700
2,520,000	2,588,000	5,904,900	6,064,300
2,584,900	2,654,700		

恩給年額の計算の基礎となっている給料年額が5,904,900円を超える
場合においては、当該給料年額を、仮定給料年額とする。

別表第56

恩給年額の計算の基 礎となっている給料 年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基 礎となっている給料 年額	仮定給料年額
円 1,147,000	1,147,000円 に調整改定率（恩給 法第65条第2項に 規定する調整改定率 をいう。以下同じ。） を乗じて得た額	円 2,646,800	2,646,800円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,197,800	1,197,800円 に調整改定率を乗じ て得た額	2,735,200	2,735,200円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,250,000	1,250,000円 に調整改定率を乗じ て得た額	2,787,300	2,787,300円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,301,700	1,301,700円 に調整改定率を乗じ て得た額	2,938,000	2,938,000円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,354,600	1,354,600円 に調整改定率を乗じ て得た額	3,012,900	3,012,900円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,387,400	1,387,400円 に調整改定率を乗じ て得た額	3,090,900	3,090,900円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,420,300	1,420,300円 に調整改定率を乗じ て得た額	3,241,400	3,241,400円 に調整改定率を乗じ て得た額

1,457,600	1,457,600円 に調整改定率を乗じ て得た額	3,393,000	3,393,000円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,510,800	1,510,800円 に調整改定率を乗じ て得た額	3,432,600	3,432,600円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,556,600	1,556,600円 に調整改定率を乗じ て得た額	3,557,900	3,557,900円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,599,400	1,599,400円 に調整改定率を乗じ て得た額	3,735,700	3,735,700円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,651,000	1,651,000円 に調整改定率を乗じ て得た額	3,911,900	3,911,900円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,703,100	1,703,100円 に調整改定率を乗じ て得た額	4,020,600	4,020,600円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,759,800	1,759,800円 に調整改定率を乗じ て得た額	4,126,700	4,126,700円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,817,200	1,817,200円 に調整改定率を乗じ て得た額	4,342,000	4,342,000円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,888,700	1,888,700円 に調整改定率を乗じ て得た額	4,552,800	4,552,800円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,933,900	1,933,900円 に調整改定率を乗じ て得た額	4,594,200	4,594,200円 に調整改定率を乗じ て得た額
1,992,000	1,992,000円 に調整改定率を乗じ て得た額	4,758,000	4,758,000円 に調整改定率を乗じ て得た額
2,048,700	2,048,700円 に調整改定率を乗じ て得た額	4,964,600	4,964,600円 に調整改定率を乗じ て得た額
2,161,000	2,161,000円 に調整改定率を乗じ て得た額	5,170,100	5,170,100円 に調整改定率を乗じ て得た額
2,191,200	2,191,200円 に調整改定率を乗じ て得た額	5,374,200	5,374,200円 に調整改定率を乗じ て得た額
2,277,800	2,277,800円 に調整改定率を乗じ て得た額	5,503,100	5,503,100円 に調整改定率を乗じ て得た額
2,392,800	2,392,800円 に調整改定率を乗じ て得た額	5,640,400	5,640,400円 に調整改定率を乗じ て得た額
2,520,000	2,520,000円 に調整改定率を乗じ て得た額	5,904,900	5,904,900円 に調整改定率を乗じ て得た額
2,584,900	2,584,900円 に調整改定率を乗じ て得た額		

仮定給料年額に、５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを１００円に切り上げた額をもって、仮定給料年額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分市恩給条例（以下「改正後の条例」という。）第７７条及び別表第５５の規定は令和６年４月１日から、改正後の条例第５２条、第７８条及び別表第５６の規定は令和７年４月１日から適用する。

（遺族扶助料の年額に係る加算についての経過措置）

- 2 改正後の条例第５２条の規定は、令和７年４月１日前に支給すべき事由の生じた遺族扶助料で同年４月分以降に支給すべきものについて適用し、同年３月分以前に支給すべき遺族扶助料については、なお従前の例による。

（令和６年度の遺族扶助料の年額に係る加算の特例）

- 3 前項の規定にかかわらず、令和６年４月分以降令和７年３月分以前に支給すべき遺族扶助料に係る改正前の大分市恩給条例（以下「改正前の条例」という。）第５２条の規定の適用については、同条第１号中「２６７,５００円」とあるのは「２７３,９００円」と、同条第２号中「１５２,８００円」とあるのは「１５６,４００円」と、同条第３号中「１５２,８００円」とあるのは「１５６,０００円」とする。

（恩給年額の改定に関する支払の経過措置）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた恩給のうち令和６年４月以降の分については、これを改正後の条例の規定による恩給の内払とみなす。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

- 5 改正後の条例の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定に

より算出して得た恩給年額に、５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを１００円に切り上げた額をもって改定後の恩給年額とする。

提案理由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 98 号

大分市こどもルーム条例の一部改正について

大分市こどもルーム条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市こどもルーム条例の一部を改正する条例

大分市こどもルーム条例（平成14年大分市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「市内に住所を有する」を削り、同項第1号中「又は中等教育学校の前期課程」を「、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」に改める。

第10条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

こどもルームの使用者の範囲を改正いたしたく本案を提出する。

議第 99 号

大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正について

大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例

大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成12年大分市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第14条第1項中「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

第15条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第16条中「又は第2項」を削る。

第17条第1項中「第15条第2項」を「第15条第1項」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和40年大分市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

放置自動車廃物判定委員会委員	〃 7,900円	〃
国民健康保険運営協議会委員	〃 7,900円	〃

」を

「

国民健康保険運営協議会委員	〃 7,900円	〃
---------------	----------	---

」に

改める。

提案理由

大分市放置自動車廃物判定委員会を廃止いたしたく本案を提出する。

議第 1 0 0 号

大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年大分市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 6 号中「第 2 条第 1 7 項」を「第 2 条第 1 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

提案理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 1 0 1 号

大分市水道事業給水条例及び大分市公共下水道条例の一部改正
について

大分市水道事業給水条例及び大分市公共下水道条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市水道事業給水条例及び大分市公共下水道条例の一部を改
正する条例

(大分市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 大分市水道事業給水条例(平成 9 年大分市条例第 4 0 号)の一部を次
のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が、他の地方公共団体の
長(地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 7 条の規定により置か
れた水道事業に係る管理者及び同法第 3 9 条の 2 第 3 項の規定により任命
された水道事業に係る企業長を含む。以下同じ。)又は他の地方公共団体の
長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定をした者が給水装置工事を
施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 6 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(同項ただし書の規定
により他の地方公共団体の長が指定をした者を含む。第 8 条第 2 項及び第
3 6 条第 2 項において同じ。)」を加える。

第 7 条中「前条第 1 項に規定する」を削る。

第 3 6 条第 1 項中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に改める。

(大分市公共下水道条例の一部改正)

第2条 大分市公共下水道条例(昭和43年大分市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号を削り、同条第6号中「、その他の」を「その他の」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第4号の表中「180」を「200」に、「1,000分の13」を「1,000分の12」に改め、同条第5号の表600以上1,000未満の項を削り、同表中「1,000以上」を「600以上」に、「240」を「250」に改める。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において管理者が必要があると認めるときは、他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき、同法の規定の全部を適用される公共下水道事業(以下「下水道事業」という。)に同法第7条の規定により置かれる下水道事業に係る管理者及び同法第39条の2第3項の規定により任命された下水道事業に係る企業長を含む。)の指定を受けた者は、排水設備等の新設等の工事を施行することができる。

第6条第1項中「行なった」を「行った」に改める。

第7条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第8条第1項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第14条第4項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第18条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中大分市公共下水道条例第3条第4号及び第5号の改正規定並びに次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(大分市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の大分市公共下水道条例第3条第4号及び第5号の規定は、前項ただし書に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後の確認の申請に係る排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）について適用し、施行日前の確認の申請に係る排水設備等の新設等については、なお従前の例による。

提案理由

災害その他非常の場合において給水装置工事及び排水設備等の新設等の工事を施行することができる者について、例外を定める等の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 1 0 2 号

大分市立幼稚園条例の一部改正について

大分市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市立幼稚園条例の一部を改正する条例

大分市立幼稚園条例（昭和 3 9 年大分市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表大分市立明治幼稚園の項中

「

大分市大字猪野 2 2 番地の 1

」を

「

大分市大字猪野 7 4 番地

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

大分市立明治幼稚園の位置を変更いたしたく本案を提出する。

議第 1 0 3 号

大分市スポーツ施設条例及び大分市市民行政センター条例等の

一部を改正する条例の一部改正について

大分市スポーツ施設条例及び大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市スポーツ施設条例及び大分市市民行政センター条例等の

一部を改正する条例の一部を改正する条例

(大分市スポーツ施設条例の一部改正)

第 1 条 大分市スポーツ施設条例（平成 1 5 年大分市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

大分市南部スポーツ交流ひろば	大分市大字下判田 2 5 5 1 番地
----------------	---------------------

別表 6 大分市大在東グラウンド使用料の項の次に次のように加える。

7 大分市南部スポーツ交流ひろば使用料

区分	使用料	照明施設使用料	摘要
球場	1 時間につき 4 6 0 円	1 時間につき 2, 4 7 0 円	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の 5 0 人分を加算するものとする。
グラウンド	グラウンドの全部の使用である場合 1 時間につき 2, 0 2 0 円	グラウンドの全部の使用である場合 1 時間につき 2, 4 7 0 円	
	グラウンドの 2 分の 1 の使用である場合 1 時間につき 1, 0 1 0 円	グラウンドの 2 分の 1 の使用である場合 1 時間につき 1, 2 3 0 円	

テニス コート	1 面 1 時間につき 4 4 0 円	1 面 1 時間につき 4 4 0 円
会議室	1 時間につき 2 5 0 円	

(大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例（令和 7 年大分市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条のうち大分市スポーツ施設条例別表 1 大分市西部スポーツ交流ひろば使用料の項の改正規定中「項中」の次に「「備考」を「摘要」に、」を加え、同表 2 大分市佐賀関田中屋内運動場使用料の項及び 3 大分市野津原運動場使用料の項の改正規定中「備考」を「摘要」に改め、同表 4 大分市国分多目的運動広場使用料の項の改正規定中「「3 1 0 円」を「「備考」を「摘要」に、「3 1 0 円」に改め、同表 5 大分市大志生木テニスコート使用料の項の改正規定中「「1 6 0 円」を「「備考」を「摘要」に、「1 6 0 円」に改め、同表 6 大分市大在東グラウンド使用料の項の改正規定中「「2, 1 4 0 円」を「「備考」を「摘要」に、「2, 1 4 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 1 条の規定による改正後の大分市スポーツ施設条例第 2 条の表に掲げる大分市南部スポーツ交流ひろばの使用の許可及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

提案理由

大分市南部スポーツ交流ひろばの設置等をいたしたく本案を提出する。

議第 1 0 4 号

他の普通地方公共団体の公の施設を大分市の住民の利用に供させる
ることに関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、次のとおり豊後大野市の公の施設を大分市の住民の利用に供させる。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地

名 称 豊後大野市多機能型武道場

所在地 豊後大野市三重町赤嶺 2 6 9 1 番地 1

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

豊後大野市が負担する。

提案理由

豊後大野市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供させたく本案を提出
する。

議第 1 0 5 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のように認定し、及び廃止する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

認定する市道路線

路線名	起点	終点
森町西三丁目 1 号線	森町西三丁目	森町西三丁目
田尻 1 0 号線	大字田尻	大字田尻
森町 1 7 号線	大字森町	大字森町

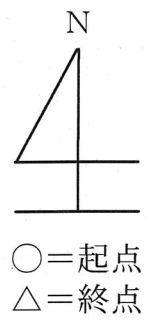
廃止する市道路線

路線名	起点	終点
杉原碓尾線	大字杉原	大字杉原

提案理由

市道路線を認定し、及び廃止いたしたく道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により本案を提出する。

[市道森町西三丁目 1 号線認定図]



市道田尻10号線認定図



田 尻

田尻ひまわり
公 園

田尻東

市道田尻グリーンハイツ1号線

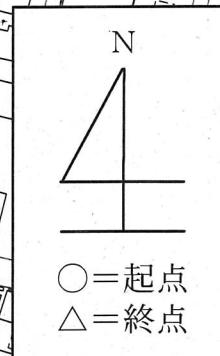
認定路線

田尻川

県道天分大野線



市道森町17号線認定図



市道森町南北1号線

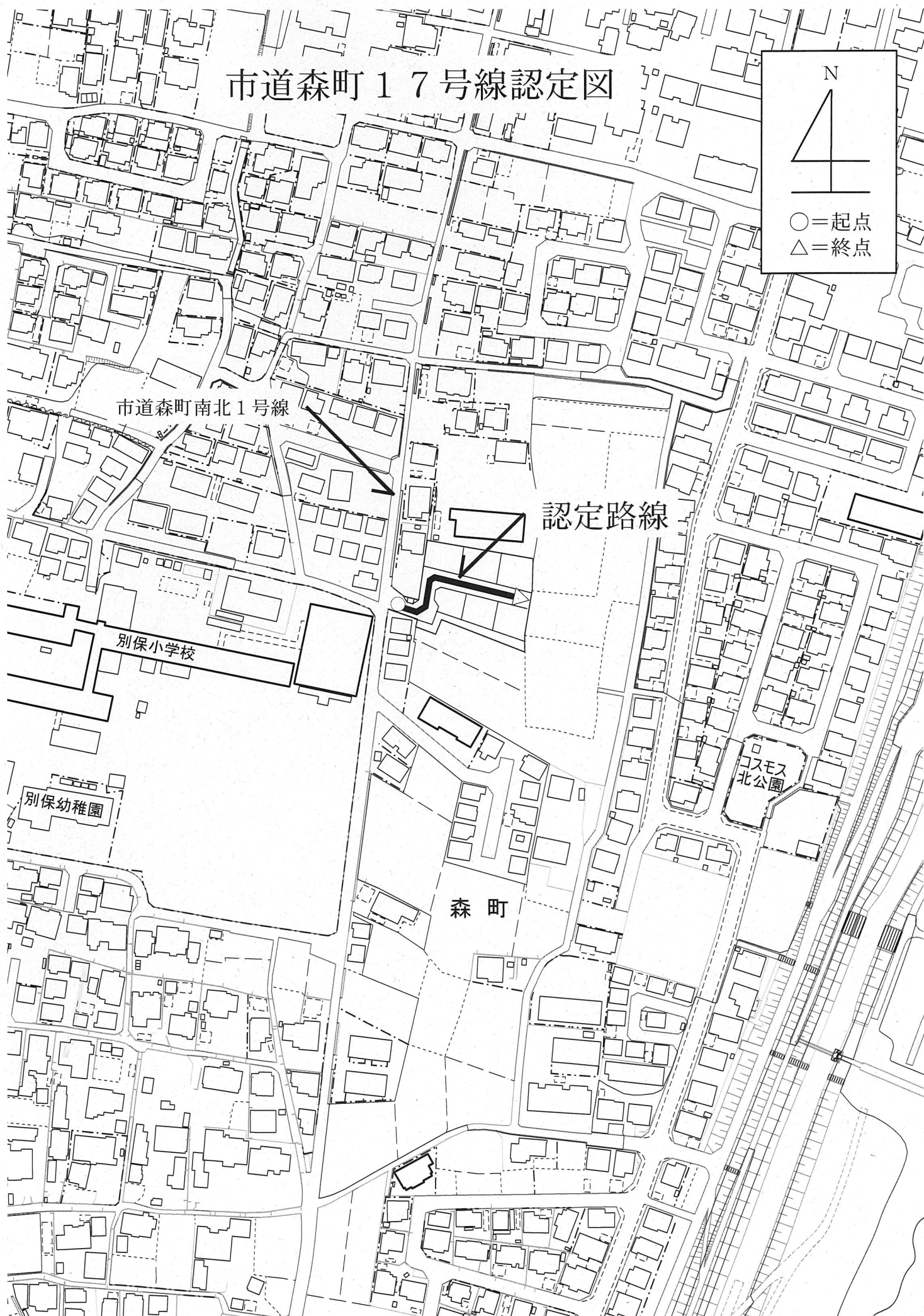
認定路線

別保小学校

コスモス
北公園

別保幼稚園

森 町





市道杉原碓尾線廃止図

N

○=起点
△=終点

廃止路線

杉原

市道ロングヒルニュータウン1号線

ロングヒル
西公園